

18 農振 第 688 号
平成 18 年 7 月 7 日

農政局整備部長 殿

農村振興局整備部長

低入札価格調査対象工事に係る対策について

地方農政局発注の工事において低入札価格調査対象工事（以下、「低入工事」という。）の増加が見受けられ、品質確保への支障、安全対策の不徹底、下請けへのしわ寄せ等が懸念されることから、先般、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成 18 年 4 月 25 日 18 農振第 177 号 農村振興局整備部長名）により、対策を実施することとしたところである。

しかしながら、平成 18 年度においても低入工事が発生しているため、品質確保等に資する別途の対策を試行することとしたので、別紙標準例を参考に早急に取り組まれない。

低入札価格調査対象工事について試行する対策の標準例

1. 対象

全ての低入札価格調査対象工事(以下、「対象工事」という。)

2. 対策

- (1) 対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」(平成18年4月25日18農振第177号農村振興局整備部長名)で示す次の～段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ(2)及び(3)に示す対策を講ずることとする。

施工確認段階

施工体制点検段階

下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階

- (2)(1)に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において当該農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減点する。

(総合評価落札方式の場合)

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

(公募型指名競争入札等の場合)

1年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定(最大3点)を3点マイナスする。

- (3)(1)に示す文書指示の回数が2回に達した場合、当該農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

【入札参加の制限の考え方】

対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、対象工事を発注した農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。

- (4) 当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、2の(2)と同様の措置を講ずる。

3. 実施上の留意点

- (1) 2の(2)～(4)の対策を試行するに当たっては、入札公告等において、当該対策を実施する旨を明記すること。また、地方農政局で定める技術審査基準の改正を行うこと。